

テキセイカタイムズ

4月号（テキセイカタイムズ NO.4）で掲載しました令和4年度適正化事業・指導項目調査結果のワースト10の調査項目についてのポイント解説のつづきです

🚚 ワースト6 『定期点検の実施及び記録・保存』

ワースト6は定期点検関連でした。該当した事業所の32.8%が指摘・改善を求められています。事業用自動車については、自動車点検基準（3か月点検、12か月点検）に定められた技術基準の項目及び走行距離や使用条件を考慮した点検を実施するよう義務付けられています。次のチェックポイントをよく確認して対応してください！



保存期間は1年

→よって、3か月点検（①3か月目、②6か月目、③9か月目）が3回分と12か月点検（④12か月目）が1回分とで少なくとも計4回分の記録簿（コピー）が保存されているはず。必ず実施、記録、保存の徹底をお願いします。

特に12か月点検記録簿は「車のダッシュボードの中にあります！」というケースもよくありますが、車両に備え付けるのと同時に事業所にコピーを保存しなければなりません。

→保存方法ですが、車番ごとに整理（車番ごとにファイルを作成する、一つのファイルにタグを付けて車番ごとに収納する）するとバラバラにならず体系的に保存することができますし、求められた際の確認も容易です。台数の多い事業所は特にこの方法での保存をお願いします！

→8トン未満のトラックは新車登録から2年目（その後は1年ごと）に車検となりますので、1年目（新車登録から12か月後）は車検でないので、うっかり3か月点検で済ませてしまうケースがありました。車検はなくても1年目は12か月点検ですのでご注意ください！



点検基準が改正されてます（2018年10月1日施行）

→【車両総重量8トン以上のトラック（トレーラ）】を対象に、スペアタイヤの点検（①スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷、②スペアタイヤの取付状態）、ツールボックスの点検（③ツールボックスの取付部の緩み及び損傷）が3か月毎の定期点検に義務付けられています！古い点検記録簿をお使いの事業所は追記が必要になりますのでご注意ください！！

最新の点検整備記録簿は栃ト協で販売
（税込330円）しております。通販も
やっていますよ。【TEL028-658-2515】
【→→その他帳票類についてはこちら→→】

栃木県適正化 帳票類 🔍 検索



お問合せ：栃木県貨物自動車運送適正化事業実施機関

TEL：028-684-5882